平成２５年（フ）第６５７号
広島市西区横川町１丁目４番31号
債務者　有限会社ワイズパストリー
代表者代表取締役　八幡　俊一
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥苑　泰弘
4　破産債権の届出期間　平成25年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２４号
沖縄県那覇市字松川602番地キャッスル宣205、商業登記簿上の本店所在地沖縄県那覇市首里末吉町１丁目95番地
債務者　株式会社琉球食彩
代表者代表取締役　伊良部峰雄
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西端　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午前11時
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３１５４号
大阪市中央区谷町３－４－５、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市吉田本町３丁目２番５号
債務者　株式会社Ｋ２工舎
代表者代表取締役　金林　秀明
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武石　智広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１６号
神戸市灘区琵琶町１丁目１番19号
債務者　株式会社ラベンダー
代表者代表取締役　馬場　勝己
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乗鞍　良彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後１時30分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２９号
沖縄県豊見城市字名嘉地190番地の１　ＮｅｗＳｈｉｎティルマ102
債務者　株式会社大真
代表者代表取締役　砂川　真保
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小園　恵介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午前11時
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３１７８号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目22番46号
債務者　株式会社Ｌｉｎｋ　ｕｐ
代表者代表取締役　窪田　将二
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長屋　卓嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４３９号
札幌市東区北丘珠５条４丁目732番61号
債務者　株式会社きらら食品
代表者代表取締役　松田　文雄
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５２６号
広島市東区牛田新町１丁目７番24号
債務者　有限会社ホンダウィング・トン
代表者取締役　岩原　　清
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白日　雄歩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午後４時
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９８号
秋田市下北手梨平字登館33番地３
債務者　株式会社ゴルフ・エーアールアイ
代表者代表取締役　橘　　春男
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荘司　　昊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午前10時15分
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０６号
広島市佐伯区五月が丘３丁目22番８号
債務者　有限会社金井設備
代表者代表取締役　金井　一詔
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖野　智彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後３時
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７５３号
京都市山科区勧修寺御所内町19番地３
債務者　有限会社ナイス
代表者取締役　成山　理宇
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田辺　保雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月29日午後４時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４１号
名古屋市緑区大高町中の島36番地の１
債務者　東海インテック有限会社
特別代理人　前川　正樹
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　宏子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月30日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７号
三重県多気郡大台町栃原1066番地の11
債務者　株式会社川村工務店
代表者代表取締役　川村太一郎
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午後１時30分
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第１３２６号
愛知県小牧市大字三ツ渕416番地
債務者　株式会社オカムラ土木
代表者代表取締役　岡村　　肇
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　美苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月７日午後１時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１８０号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字吉山827番地レオパレス高木202号
債務者　熊谷　昭弘
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　美穂
4　破産債権の届出期間　平成25年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１２９９号
愛知県小牧市小牧５丁目308番地
債務者　坪井　節子（坪井建設こと亡坪井保博相続人）
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　義豊
4　破産債権の届出期間　平成25年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部